

令和3年度山形県工福連携製品開発等促進事業費補助金募集要領

1 趣旨

製造業の付加価値向上を図り、障がい者福祉事業所の工賃向上につなげるため、ものづくり企業、障がい者福祉事業所及びデザイン事業者の3者連携によるものづくりに取り組む事業に対して助成するものです。

2 補助金の概要

(1) 補助対象事業

ものづくり企業、障がい者福祉事業所及びデザイン事業者の3者が連携し、ものづくりを通して障がい者の工賃向上につなげる事業

※ものづくり企業は、日本標準産業分類における製造業又は情報サービス業に属する事業を行う企業をいいます。

※3者による連携は必須です。なお、連携事業者のうち、ものづくり企業及び障がい者福祉事業所は県内に事業所を有することとし、デザイン事業者は県内で対応できる連携事業者を確保できない等の場合は県外に事業所を有する又は所在することを可能とします。

(2) 補助対象経費

事業実施に伴う市場調査、製品等開発及び試作品製作に必要な次の経費を対象とします。

補助対象経費
謝金、旅費、需用費、原材料費、資料購入費(図書購入経費等。)、デザイン・設計・加工等外注費、委託費(市場調査費、試験・分析等委託費。)、機械装置・工具・器具購入費、備品購入費、使用料(会議室使用料、機器借上料、検査測定機器等の利用料。)、通信運搬費、翻訳料、産業財産権経費(弁理士等経費。出願手数料、審査請求料及び登録料は対象外。)

※ 次の経費は補助対象経費として認められない

- ・単価10万円以上の需用費、原材料費、機械装置・工具・器具購入費、備品購入費
- ・汎用性の高い事務用品(一般的な文具、パソコン、プリンター消耗品など)の購入費
- ・交通費のうちグリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金
- ・収入印紙
- ・行政機関等からの他の補助金等を充当する経費

(3) 補助率等

補助率：補助対象経費の2分の1以内

補助上限額：25万円

(4) 予算額

50万円

(5) 採択件数

2件程度

(6) 補助対象期間

補助金の交付決定を受けてから令和4年3月4日までの間

3 応募資格要件

(1) 応募資格

- ① 県内に事業所を有する又は所在するものづくり企業、障がい者福祉事業所又はデザイン事業者であること。

- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。（加入する義務のないものを除く。）
- ⑤ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから 3 年以内または、交付申請日後、交付決定の日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- ⑥ 労働保険料を滞納していないこと。（交付申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと。）
- ⑦ 交付申請日の前日から過去 1 年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- ⑧ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更正または再生手続きを行っていないこと。
- ⑩ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- ⑪ 山形県暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 1 日施行）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（2）欠格事項

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかな場合
- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ その他不正行為があった場合

4 応募手続き

(1) 応募締切

令和3年10月22日(金)

審査の結果、交付予定額が予算額に満たない場合は再度募集することがあります。

(2) 応募書類

- ① 応募申請書(様式1)
- ② 事業計画書(様式2)
- ③ 収支予算書(様式3)
- ④ 応募者の概要(パンフレット等)

(3) 提出部数

2部(正本、副本各1部。なお、正本を複写した1部を副本とすることも可。)

(4) 提出方法

郵送又は持参とします。提出先は、「8 問い合わせ・提出先」に記載した担当あてとし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日とします。

なお、郵送の場合、応募締切までに提出先に到着したものに限り受け付けます。

(5) 書類作成及び応募上の留意点

- ① 提出された書類は、審査の過程において、必要に応じて複写する場合があります。なお、提出された書類は、いかなる場合でも返却しません。
- ② 書類の作成、応募に係る費用は、応募者の負担とします。

(6) 応募に係る疑義

応募にあたり疑義・質問がある場合は、任意様式により「8 問い合わせ・提出先」に記載された担当あて、FAX又はメールにより行ってください。

5 選考方法

(1) 審査会

審査会にて、応募者によるプレゼンテーションを実施し、応募書類をプレゼンテーションの内容を審査し、審査会の意見を踏まえ、県において予算の範囲内で事業の採択を決定します。

なお、審査結果に対する異議は一切受け付けません。

[日程] 令和3年10月下旬～11月上旬(予定)

[場所] 山形市内又はオンライン形式

(2) 審査基準

次の審査項目を中心に審査を行います。

- ① ものづくり企業、障がい者福祉事業所、デザイン事業者の特性を活かした取組みか
- ② 想定するターゲット等を踏まえて、売上げが見込まれる取組みか
- ③ 障がい者の工賃向上につながる見込みか
- ④ 事業工程は妥当であるか
- ⑤ 事業の実施体制を確保できるか

(3) 審査結果の通知等

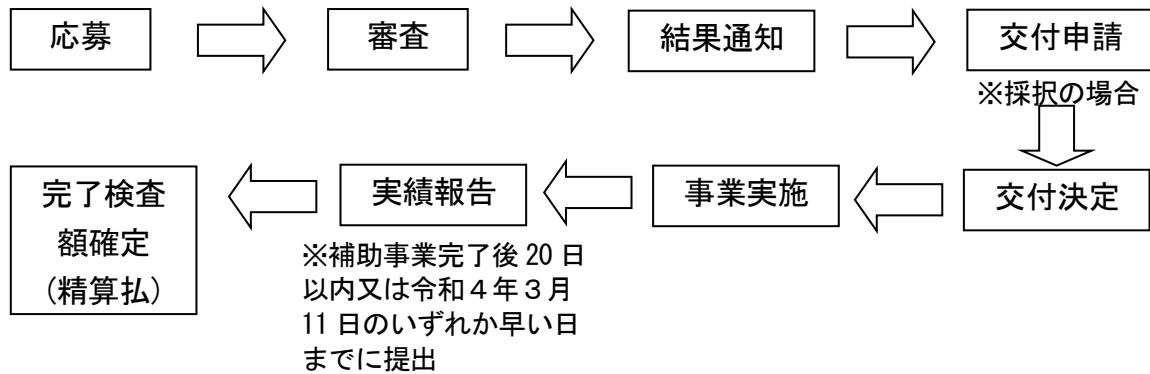
審査結果は文書で通知します。

6 その他留意事項

- (1) 採択された応募者には、交付申請の提出など補助金交付の手続きを行っていただくとともに、県が補助事業の成果を広く紹介する取組みを行う際には、この取組みにご協力いただきます。

- (2) この補助金は国の交付金を活用したものですので、補助金の交付を受けた事業主の方は国の会計検査の対象となることがあります。当該補助事業に係る経理を他の事業と明確に区分してください。会計検査の対象となった場合は、書類の提出など検査に協力いただきます。

7 補助事業の流れ



8 問い合わせ・提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県産業労働部工業戦略技術振興課 ものづくり振興担当
電話 023-630-2369 FAX 023-630-2695
E-mail ykogyo*pref.yamagata.jp (*を@に変えてください)